

概要版

第2次筑北村 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

筑北村

計画策定の背景と趣旨

国全体では、少子化が進む中でも、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加し、多くの待機児童が存在しているなど保育の必要性が高まっています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、身近な場で子育て不安を抱える保護者への対応が求められるなど、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国では、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充・質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実を総合的に推進しています。

筑北村では、子ども・子育てに関する施策を推進していくために、平成27年度に「筑北村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、推進してきました。今後も、子どもの視点に立って、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための環境を整備することを目的とし、「第2次筑北村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。最終年度である令和6年度には計画の見直しと評価を行い、次期計画を策定します。

(年度)						
平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
筑北村子ども・子育て支援事業計画						
		第2次筑北村子ども・子育て支援事業計画				
						見直し評価

計画の位置づけ

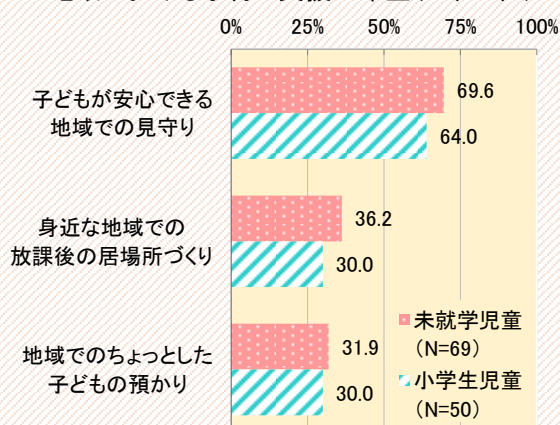
この計画は、以下の法律に基づき策定するとともに、筑北村の上位計画である「第2次筑北村総合計画」やその他本村の関連計画や、県の計画との整合を図り、策定しています。

- 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画

村民の子育てへの意見

- 地域における子育て支援の希望についてみると、「子どもが安心できる地域での見守り」が最も高くなっています。
- 筑北村の子育て支援施策に期待すること・重要なことについてみると、「子どもに関する医療体制の充実」がそれぞれ最も高く、次いで、未就学児童で「犯罪や事故から子どもを守るための対策」、小学生児童で「仕事と子育てを両立するための企業の働き方改革への啓発」となっています。

■ 地域における子育て支援の希望（上位3位）



■ 子育て支援施策に期待すること・重要なこと（上位3位）

	未就学児童 (N=69)	小学生児童 (N=50)
1位	子どもに関する医療体制の充実	子どもに関する医療体制の充実
2位	犯罪や事故から子どもを守るための対策	仕事と子育てを両立するための企業の働き方改革への啓発
3位	地域における子どもの居場所の充実	家庭の教育力向上のための学習機会の充実

■ 保護者の意見



初心者ママの子育てサポートや支援があるといい

障がいのある子どもへの充実した支援を求めます



自然豊かな村なので、自然型保育の充実を図って、村の子育てへの取り組みを村の特色を生かした魅力的なものにしてほしい



基本理念

この計画では、筑北村で実施してきたこれまでの子ども・子育て支援の流れや、取り組むべき課題等を踏まえ、以下の通り基本理念を掲げます。

育もう筑北で・健やかな子どもは村の宝
～みんなで応援 安心して子育てできるむらづくり～

基本目標 1

未来を担う子どもと母の健康を守る

安心して子どもを産み育てられるよう、母子保健事業や、子どもと保護者に寄り添った相談支援を実施します。また、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう乳幼児の健康づくりの充実や、医療体制の確保を図ります。

施策の方向性 1 安全な妊娠・出産への支援

【事業】妊婦一般健康診査（妊婦健診事業）、妊娠前期・後期相談（プレママ相談）、出生祝金交付 など

施策の方向性 2 育児不安の軽減

【事業】子どもサポートノート、子育て世代包括支援センター「おひさま」、子育て相談、子育て支援短期事業（ショートステイ） など

施策の方向性 3 親子の健康支援と医療体制の整備

【事業】乳幼児期の健康診査、食に関する学習機会の充実、在宅当番医制事業 など

基本目標 2

村全体で子育て家庭を支える

筑北村全体で子どもを育てていけるよう、地域における子育て支援の拠点の充実を図ります。また、働く女性が増加し、子育てに求める支援についても増加・多様化していることを踏まえ、育児休業等の取得促進や、多様なサービスの充実を図ります。

施策の方向性 1 地域の子育て支援の充実

【事業】乳幼児「おひさまの森事業」、ベビーマッサージ教室、児童館の運営、児童館及び放課後児童クラブの職員の資質向上 など

施策の方向性 2 男女共同参画による家庭と仕事の両立支援

【事業】育児休業法等の普及啓発、働く女性・男性のための広報・啓発事業

施策の方向性 3 多様なニーズに合わせた保育サービスの充実

【事業】延長保育（時間外保育）、切れ目のない教育・保育の推進、一時保育（一時預かり）、放課後児童クラブ、病児・病後児保育事業 など

基本目標 3

子どもを取り巻くあらゆる環境を整える

本村で育つ全ての子どもが主体としてその権利を尊重されるよう、多様な機関と連携して、いじめや虐待の防止を図ります。また、経済的な環境や障がいの有無、生まれ育った国の違い等に関わらず子育て支援や教育が受けられるような環境の整備を図ります。

施策の方向性 1 子どもの権利を尊重するための意識の醸成

【事業】教育等相談事業、青少年健全育成支援、いじめ未然防止のための取り組み など

施策の方向性 2 児童虐待防止対策の推進

【事業】要保護児童対策地域協議会、DV等の暴力根絶の意識啓発、SOSの出し方受け止め方への取り組み

施策の方向性 3 経済的な支援の取り組み

【事業】保育料の軽減、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭への相談支援 など

施策の方向性 4 特別な援助を要する家庭への支援

【事業】療育支援、早期発見早期支援事業、特別支援教育の充実 など

基本目標 4

豊かな心を育む教育と安全な村づくりを進める

心豊かな子どもの育ちを支援するため、村の特色を生かした多様な体験機会や、学校教育の充実を図ります。また、近年の子どもを巻きこんだ悲惨な事件・事故の発生等も踏まえ、安全・安心に子育てができる村づくりに取り組みます。

施策の方向性 1 自立を促すための支援や環境の整備

【事業】自然環境資源を生かした体験活動、子どもの自主的活動への支援、中・高生等の乳幼児ふれあい体験 など

施策の方向性 2 魅力のある学校教育及び幼児教育の推進

【事業】教育内容の充実、地域との連携、保・小・中交流事業、子どもサポートノートの活用指導、幼児教育アドバイザーの配置 など

施策の方向性 3 安全・安心の確保及び快適な生活環境のための整備

【事業】安全・安心な村づくりのための広報・啓発活動、「安心の家」の整備、子ども見守り隊の結成 など

教育・保育等の量の見込みと確保の内容



教育・保育事業

教育・保育事業は、小学校就学前の乳幼児が幼児施設（保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所）を利用する事業です。

■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし（幼児期の学校教育のみ）	保育の必要性あり（教育のニーズあり）	保育の必要性なし（教育のニーズなし）	保育の必要性あり
利用可能施設	幼稚園	○	○		
	保育園			○	○
	認定こども園	○	○	○	○
	地域型保育事業				○

① 1号認定・2号認定（教育ニーズあり）…主に幼稚園に通うと予想される子ども

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定（教育のニーズあり）	0	0	0	0	0
	A 合計	0	0	0	0	0
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0
	認定こども園	0	0	0	0	0
	B 合計	0	0	0	0	0
B-A		0	0	0	0	0

② 2号（教育ニーズなし）・3号認定 …主に保育園に通うと予想される子ども

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2号認定	49	57	53	50	40
	3号	0歳	0	0	0	0
		1・2歳	21	18	18	16
	A 合計	70	75	71	68	56
確保の内容	認定こども園	-	-	-	-	-
	保育園	70	75	71	68	56
	地域型保育	-	-	-	-	-
	B 合計	70	75	71	68	56
B-A		0	0	0	0	0

提供体制の考え方

【1号認定・2号認定（教育ニーズあり）】

村には幼稚園、認定こども園がないため、幼稚園の整備については、今後のニーズを見極めつつ、必要に応じて検討するとともに、広域で幼稚園、認定こども園を利用する子ども・保護者を支援します。

【2号（教育ニーズなし）・3号認定】

現在、村では2園体制による保育事業を実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。また、保育園入所定員の空き枠を利用して1号認定の受け入れを行います。

3号認定については、共働き世帯の増加により今後ニーズ増加が見込まれるため、保育園での受け入れ体制の拡充や小規模保育等の地域型保育等の実施も検討します。



地域子ども・子育て支援事業（量の見込み）

教育・保育のほか、子ども・子育て支援法で定められた事業として、子ども・子育て家庭を対象に各種事業を展開します。

事業名		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業		人	2	2	2	1	1
放課後児童健全育成事業	低学年	人	55	62	40	49	42
	高学年	人	46	50	59	51	46
子育て短期支援事業（ショートステイ）		人	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業		人回	2,512	2,382	2,252	2,122	1,992
一時預かり事業	幼稚園の預かり保育	延べ人数	0	0	0	0	0
	その他の一時預かり	延べ人数	155	145	143	130	125
病児・病後児保育事業		延べ人数	16	14	14	12	12
ファミリー・サポート・センター事業		人日	0	0	0	0	0
妊婦健康診査事業		人	22	22	21	20	20
乳児家庭全戸訪問事業		世帯	20	17	20	17	19
養育支援訪問事業		延べ人数	4	4	3	3	3
利用者支援		か所	1	1	1	1	1

計画の推進体制



計画内容の周知

この計画は、広報誌やホームページ等の多様な媒体を通した広報により、村民へ広く周知するとともに、支援が必要な人へ適切な情報が届くよう努めます。また、地域社会全体が子育てに関わりを持ち、子どもたちを育ていけるよう、本村の子育て支援の気運醸成を図ります。



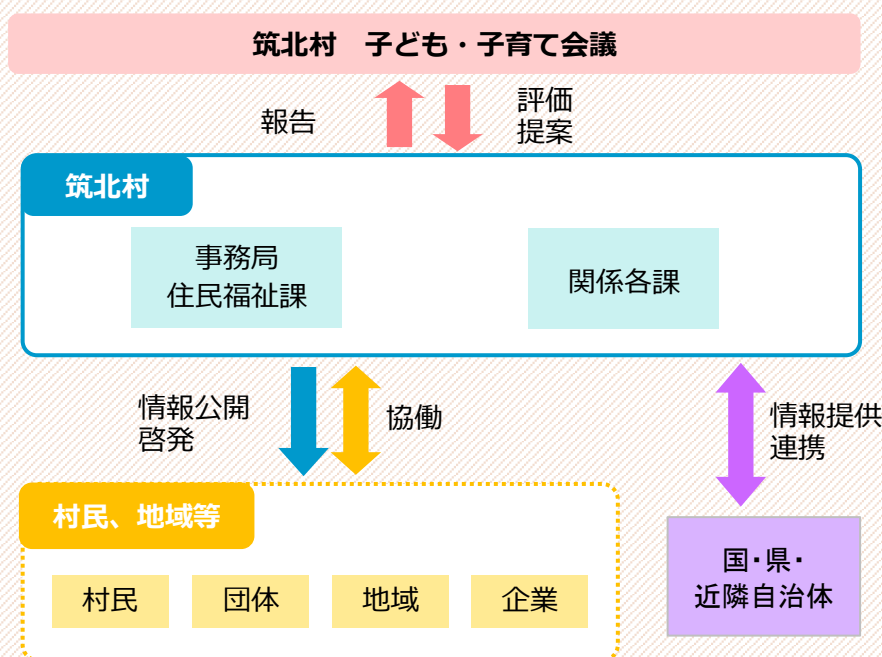
地域の連帯による計画の推進

この計画の推進にあたっては、国及び県、近隣市町村との連携・調整を図ります。また、行政、家庭、村民、学校、保育園、その他関係機関・団体等と連携・協働し推進に努めます。



計画の評価・確認

この計画の実効性を高めていくため、各施策や具体的な取り組みの進捗状況について毎年度点検・評価を行い、その結果を事業実施に反映します。



第2次筑北村子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

発行：筑北村

編集：筑北村 住民福祉課 子育て支援係

発行年月：令和2年3月

〒399-7501 長野県東筑摩郡筑北村西条4220番地

TEL 0263-66-2975 FAX 0263-66-2988